

諮問番号：諮問第240号

答申番号：答申第240号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳更新決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

処分庁から本件処分を受けた。

しかし、現在の精神障害の状態は、前回交付時（等級2級）から、大きく快方に向かったと思えず、現状維持として等級2級とすべきであり、よって本件処分には納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について、総合的に判断すると、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき定められた福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（以下「判定基準」という。）の障害等級3級に該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に

該当するかということにある。

判定基準の冒頭では、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、「(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3) 能力障害（活動制限）の状態の確認、(4) 精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法不当な点がないか、以下、検討する。

1 精神疾患の存在

審査請求人の診断書（以下「本件診断書」という。）の「病名」欄には、主たる精神障害として「うつ病（ICDコード（F32））」と記載されているほか、「発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄、「現在の病状、状態像等」欄及び「病状・状態像等の、具体的程度、病状、検査所見 等」欄の記載から、うつ病の存在が認められる。

2 精神疾患（機能障害）の状態

(1) うつ病（ICDコード（F32））は気分（感情）障害に該当し（判定基準の別添1「精神障害者保健福祉手帳等級判定基準の説明」（以下「判定基準の別添1」という。）の(1)の②)、判定基準では、これによる精神疾患（機能障害）の状態について、1級については「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」と、2級については「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」と、3級については「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」と、それぞれされている（判定基準の表）。

なお、福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項（以下「留意事項」という。）の2の(2)及び(3)では、精神疾患（機能障害）の状態の判断について、「現時点の状況のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予測される状態も考慮する。」「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。」とされている。

(2) 本件診断書からは、精神疾患（機能障害）の状態について、以下のことが認められる。

発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容は、元来気分の波が大きい性格傾向であること。平成25年頃より仕事のストレスが増え、徐々に抑うつ気分やいらいら、意欲減退、倦怠感などの症状が出現したこと。そのため同年3月4日医療機関を受診したこと。うつ病の診断にて通院を行ったが症状が持続するため平成29年3月4日別の医療機関に転医したこと。その後も症状は一進一退であり平成30年1月より休職し、令和2年に退職したこと。現在も自宅安静としており活動性低下は不十分であること。

現在の病状、状態像等は、抑うつ状態について「思考・運動抑制」、「易刺激性、興奮」及び「憂うつ気分」に該当するとされていること。

病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等については、表情乏しく口調も弱い。軽度～中等度の抑うつ気分、意欲低下、不安、焦燥感、不眠、いらいらなどの症状が持続していること。活動性も低下し、自宅に籠った生活となっていること。他者との関りもほとんど無い状態が続いていること。

- (3) 精神疾患（機能障害）の状態は、以上のとおりであり、うつ病による精神神経症状があることは認められるが、本件診断書には、その程度が高度のものと認められる旨の記載はなく、判定基準で1級の基準として示されている「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」又は2級の基準として示されている「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとは認められない。

したがって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」（3級）の状態であると判断するのが相当である。

3 能力障害（活動制限）の状態

「能力障害（活動制限）の状態」については、判定基準の別添1の(2)において「精神疾患（機能障害）による日常生活あるいは社会生活の支障の程度について判断するもの」とされている。

本件診断書の「生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」は、「(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」が選択されており、留意事項の3の(6)によると、その程度は、「食事、保清、金銭管

理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければならない」程度のもの」であり、「おおむね2級程度」となる。

本件診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」に規定された8項目中、判定基準の「能力障害（活動制限）の状態」の2級の状態に相当する「援助があればできる」は2項目、3級の状態に相当する「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が6項目、それぞれある。

本件診断書の「⑦ ⑥の具体的程度、状態等」欄には、「独居であり家族も遠方のため協力を得られない状況である。食生活が乱れがちであり、自宅の清掃も十分できない。買い物や外出はどうかできるが、風呂にも何日も入れないことが多い。これまで何度も休職、復職を繰り返しており就労する自信もなくなっており労働能力は低下している。」と記載されている。

そして、「生活能力の状態」欄の「現在の生活環境」では、在宅（単身）とされており、「現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄は「訪問看護」と記載されている。

以上の本件診断書の記載からすると、確かに、審査請求人において、うつ病の影響で日常生活及び社会生活に一定の制限があることが認められるが、審査請求人は、訪問看護を活用しながら単身生活を維持し、通院も継続していることから、不完全ながらもおおむね単独で日常生活を送ることができていることが認められる。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態は、3級の状態であると判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

審査請求人の障害等級について、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態（能力障害（活動制限）の状態）の両面から総合的に判定すると（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）の別紙の第2の2の（2）、判定基準の別添1の冒頭参照）、審査請求人の障害程度については、政令第6条第3項の表に照らし、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（3級）と判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律

第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年12月13日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年2月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

障害等級の判定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものである。処分庁は、本件診断書をもとに、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準及び留意事項に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得ており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩